

最高裁秘書第2348号

平成30年6月6日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

5月17日付け（同月21日受付、最高裁秘書第2158号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

裁判員制度広報動画「審理」、「評議」及び「裁判員～選ばれ、そして見えてきたもの～」の作成に関する契約書

2 開示しないこととした理由

1の各文書は、保存期間を満了しており廃棄済みである。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）